

2019年10月23日

日本曹達株式会社  
農業化学品事業部 普及部

## 日曹農薬 登録のお知らせ

平素より日曹農薬の普及拡販にご協力を頂き誠に有難うございます。

この度下記農薬が2019年10月23日付けで登録変更となりましたので、ご連絡申し上げます。

今後とも、ご指導・ご鞭撻頂きますようお願い致します。

(記)

「バスアミド微粒剤」

(農林水産省登録 第23478号)

### 【変更内容の概要】

下記の作物が登録追加・変更になりました。

1. 作物名「こんにゃく」の適用病害名「根腐病」及び適用雑草名「一年生雑草」の使用量「20~30 kg/10a」を「20~60 kg/10a」に変更。
2. 作物名「樹木類」を追加。
3. 「使用上の注意事項」について以下のとおり追加。
  - (11) 南根腐病菌の密度低減のため樹木類に使用する場合は、以下の点に注意すること。
    - ① 行政機関等(県、市町村)から南根腐病の発生地域として指定された防除を必要とする場所での使用に限る。また、安全管理及び使用方法については、沖縄県の安全使用に係る指導内容を遵守し、人畜等への危被害防止に十分配慮すること。
    - ② 被害株を抜き取った跡地の周辺部を含めてできるだけ広めに本剤を散布し、深さ45cmに土壌と均一に混和し、ガスバリアー性フィルムで被覆すること。本剤処理30日後に被覆を除去して耕起し、植え付けること。
4. 「安全上の注意事項」について(9)を以下のとおり変更し、(10)として以下を追加。
  - (9) 住宅付近での使用に当っては、ガスによる危被害の発生防止に十分配慮すること。
  - (10) 街路、公園等の小児や使用に関係のない者が使用区域に立ち入るおそれのある場所で使用する場合は、発生するガスによって人畜等に被害を及ぼさないよう作業中、くん蒸及びガス抜き中は縄囲い及び立て札などを設置し、可能な限り広く立入禁止区域を設けること。

- 次ページに続く -

【適用病害名及び適用雑草名と使用方法】

(**枠線太字**が変更部分)

作物名	適用病害名 及び 適用雑草名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	タゾメットを 含む農薬の 総使用回数
こんにゃく	白絹病 乾腐病	20~30 kg/10a	植付21日 前まで	1回	本剤の所定量を均一に散布 して土壌と混和する。	1回
	根腐病 一年生雑草	<b>20~60 kg</b> <b>/10a</b>				
<b>樹木類</b>	<b>定植ほ場の</b> <b>南根腐病菌の密度低減</b>	<b>100g/m<sup>2</sup></b>	<b>定植前</b>		<b>被害株跡地に本剤の所定量</b> <b>を均一に散布して土壌と</b> <b>十分混和する。</b>	

以上

札幌営業所 TEL:011-241-5581  
 仙台営業所 TEL:022-227-1741  
 関東営業所 TEL:048-677-6010

大阪支店 TEL:06-6229-7343  
 福岡営業所 TEL:092-771-1336